

別表(第4条関係) 認定する許可業種

工事種別	許可を受けた建設工種の種類
一般土木工事	土木一式工事(土)
	○とび・土工・コンクリート工事(と)
	○鋼構造物工事(鋼)
解体工事	解体工事(解)
舗装工事	舗装工事(舗)
鋼橋上部工事	鋼構造物工事(鋼)
プレストレスト コンクリート工事	土木一式工事(土)
港湾	土木一式工事(土)
	○しゅんせつ
機械設備工事	機械器具設備工事(機)
	○鋼構造物工事(鋼)
塗装工事	塗装工事(塗)
造園工事	造園工事(園)
さく井工事	さく井工事(井)
冷暖房衛生設備工事	管工事(管)
	○熱絶縁工事(絶)
	○消防施設工事(消)
法面処理工事	とび・土工・コンクリート工事(と)
維持修繕工事	土木一式工事(土)
	○舗装工事(舗)
	○電気工事(電)
	○とび・土工・コンクリート工事(と)
	○鋼構造物工事(鋼)
	○塗装工事(塗)
グラウト工事	土木一式工事(土)
	○とび・土工・コンクリート工事(と)
一般建築工事	建築一式工事(建)
	○大工工事(大) ○左官工事(左)
	○とび・土工・コンクリート工事(と) ○石工事(石)
	○屋根工事(屋) ○タイル・れんが・ブロック工事(タ)
	○鋼構造物工事(鋼) ○鉄筋工事(筋) ○板金工事(板)
	○ガラス工事(ガ) ○防水工事(防)
	○内装仕上工事(内) ○建具工事(具)
	○清掃施設工事(清)
管工事	管工事(管)
	○水道施設工事(水)
電気工事	電気工事(電)
	○消防施設工事(消)
通信設備工事	電気通信工事(通)

注 1 この表の左欄の工事種別ごとに工事が発注される。この場合、同表の右欄の最初に記載されている建設工種の種類の許可を受けている者が、左欄の工事種別への入札参加資格を得ることができます。(○印以外)

2 左欄の工事種別で右欄の○印の工種の種類で工事が単体発注される場合は、○印の許可を受けている者も入札参加資格を得ることができます。